

株式会社テラスカイ

定 款

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社テラスカイと称し、
英文ではT e r r a S k y C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューターソフトウェアの開発および販売業務
- (2) コンピューターハードウェアの開発および販売業務
- (3) コンピューターに係わるコンサルティングおよび教育業務
- (4) コンピューター要員の派遣業務
- (5) インターネットを利用したソフトウェア利用に関するサービス業務
- (6) 顧客情報の管理・分析業務の受託業務
- (7) コンピューター関連イベントの企画、運営およびコンサルティング業務
- (8) 出版に関する一切の業務
- (9) ベンチャー企業に対する投資およびその養成
- (10) 有価証券の取得および保有
- (11) 投資事業組合財産の管理および運用
- (12) 前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
- (13) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第 12 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。
- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

- 第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 20 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会はその決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 32 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 33 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(選任方法)

第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決

議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。当該定時株主総会にて決議されない場合は、再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 46 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の会計監査人（会計監査人であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 48 条 剰余金の配当は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭に対し行う。

(中間配当)

第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 50 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金に配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第 51 条 剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
- 2 未払の剰余金の配当には利息をつけない。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第 1 条 定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。